

少年審判手続のデジタル化について (情報提供)

少年審判手続のデジタル化をとりまく状況と、
現在の検討状況について情報提供します。

※あくまでも現在検討中の内容を記載したものであり、
確定したものではありません。今後の検討の進展や
状況の変化によって変更され得ることに留意してく
ださい。



1 刑事手続のデジタル化の動向（法制面）

少年審判手続のデジタル化の前提となる刑事手続のデジタル化の検討状況をご紹介します。

令和4年3月15日

「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書公表

- ・ 2つの大きな柱
 - ① 書類の電子データ化、発受のオンライン化
 - ② 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

令和4年6月7日

「規制改革実施計画」閣議決定

- ・ 司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用について、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書等を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進める。
- ・ 令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指す。



1 刑事手続のデジタル化の動向（法制面）（続き）

令和4年6月27日

刑事法の見直しに関する法整備の在り方について法制審議会に諮問

→法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会において調査審議中

【諮問事項】

- 1 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。
- 2 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。
- 3 1及び2の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。



2 少年審判手続のデジタル化の検討の必要性

今、少年審判手続のデジタル化を検討する必要があるのはなぜでしょうか？

(1) より迅速かつ質の高い調査・審判のために

少年審判手続は、多くの職種や関係機関が関与するという特質があるところ、デジタル化の促進により、紙媒体ゆえの制約から解放され、適時適切な情報共有や協議が容易となり、職種間や関係機関との間の連携をより深めることができれば、調査・判断の質の向上につながります。

また、デジタル化の促進により、書類を電子データとして作成・管理・発受し、一部の手続を非対面・遠隔で実施できるようにすることにより、円滑・迅速に手続を遂行することができれば、手続に関与する国民の負担を軽減することが期待できます。



2 少年審判手続のデジタル化の検討の必要性（続き）

（2） 刑事手続のデジタル化の動向を踏まえた対応

前述の「取りまとめ報告書」においては、刑事訴訟手続と関連し、あるいは、同手続と接続する面がある手続についても、情報通信技術を活用する方策を検討する必要があるとされています。

「取りまとめ報告書」の内容及び法制審議会への諮問事項を踏まえると、今後、少年審判手続のデジタル化に関して次のような議論が想定し得るため、裁判所として検討を進める必要があると考えられます。

次ページ



2 少年審判手続のデジタル化の検討の必要性（続き）

① 書類の電子データ化、発受のオンライン化

少年法及び少年審判規則には紙の書類を前提とした規定が多くあるところ、捜査機関において、捜査資料が原則として電子データで作成されることとなった場合には、被疑者が少年である場合の捜査の出口は家裁送致ということになるため、電子データ化された一件記録がオンラインで家裁に送付されてくるということが考えられます。

また、記録が原則として電子データ化されることになれば、記録の閲覧・謄写について、セキュリティ措置を採ることを前提にオンラインで閲覧・謄写をさせることの可否などが議論になることも考えられます。

② 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

刑事手続において映像・音声の送受信による証人尋問の要件緩和（拡大）、証人等の所在場所の拡大等が行われることになった場合には、刑事訴訟法の規定を、保護事件の性質に反しない限りにおいて準用するとしている少年審判手続においても、刑事手続と同様になるのか、また、仮に、刑事手続において、被告人の映像・音声の送受信による公判期日への出頭が可能とされた場合には、少年審判手続においても同様になるのか、といったことも議論になるかもしれません。



3 最高裁における検討状況

少年審判手続のデジタル化について、最高裁における検討状況をご紹介します。

少年審判手続のデジタル化については、基本的には刑事手続のデジタル化の検討状況及び少年審判手続の特質を踏まえ促進することになると考えられます。

今年度、最高裁では、刑事手続デジタル化構想策定等のための民間業者による技術支援（いわゆるコンサルティング）を受けて、システム面等の検討を開始したところであり、少年審判手続も関連手続としてコンサルティングの対象となっています。

現時点における少年審判手続のデジタル化のイメージをご紹介します。

※法制面の動向等、状況はごく流動的ですので、一つのイメージとしてご理解ください。

次ページ



少年審判手続のデジタル化のイメージ

少年審判手続の特質を踏まえて促進。より迅速かつ質の高い調査・審判により更に少年の健全育成を期する。

書類のオンライン発受・記録の電子データ化

電子データによる事件受理・記録管理・送付

- 法律記録の電子データ化を想定
 - ・書類の運搬・送付等の合理化・迅速化及び紛失等リスク軽減
 - ・閲覧謄写及びその準備の効率化・適正化（オンライン閲覧謄写、マスキング効率化・適正化等）
 - ・処分結果通知・前歴照会回答事務の合理化（システムを利用した通知・効率的処理） など
- 社会記録も電子データ化を想定
 - ただし、閲覧謄写等で法律記録以上の配慮が必要か

⇒効率化と手続の秘密性の調和を実現



次ページ
も参照

手続の非対面・遠隔化

審判・調査の在り方

- 審判期日は基本的に対面を想定か（教育的措置の実効性、審判の非公開性等）
- ウェブ調査の導入は調査目的（事実の把握、働き掛け等）や対象者（少年、親、関係機関等）の特性等を考慮して検討
- 観護措置手続、証人尋問（映像・音声の送受信による方式可の場面の拡大）、決定・同行状の執行等は、刑事手続における類似の手続に関する法制面の動向を注視

⇒少年審判手続の特質に反しない範囲で手続の非対面・遠隔化を一部導入しつつ、より質の高い調査・審判を目指す

現在

目指したい姿

合理化・迅速化、紛失等のリスク低減

書類のオンライン発受

- ◆ 送致書等の一件記録は紙媒体で送付されてくる。
- ◆ 関係機関等との書類のやり取りは、郵便又は手交で行っている。
- ◆ 郵便を利用する際は、送付に必要な時間を考慮する。
- ◆ 誤送付や紛失等のリスクを排除できない（裁判所に責がない場合を含む。）。
- ◆ 少年の氏名や住所等は手入力している。

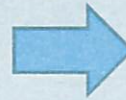


- 関係機関等との間で、書類の電子データをオンラインで発受する。
- 発受した電子データを電子記録化する。
- 少年の氏名や住所等について、送致書のデータを活用することによる入力事務の合理化の可能性も検討する。
- 結果通知等について、システムを利用した事務の合理化の可能性も検討する。



記録の電子データ化・閲覧謄写

- ◆ 記録を複数人で同時に使用できない。例えば、付添人の記録閲覧時は、他の付添人の閲覧や裁判所の使用が不可。特に身柄事件では三職種がそれぞれ記録を使用できる期間が限られている。
- ◆ 閲覧謄写の不許可部分は、職員がマスキングテープを貼付するなどして対応している。



- 電子記録とすることで、裁判官・書記官・調査官、付添人が同時閲覧可能とする。
- 電子記録の閲覧謄写の在り方を検討する。法制審の議論を注視しつつ、裁判所外端末からオンラインで行う場面や来庁して閲覧用端末で行う場面を検討する。他方で、スクリーンショットや画面撮影への対策も検討する必要。
- 電子記録の合理的なマスキング方法を検討する。
- 現在の事務を前提とすると書面の電子データ化（PDF化等）作業が必要となる場面についても、その書面の作成または取得が真に必要なかを改めて見直すなど、この機会に事務改善を検討する。



4 今後検討すべきと考えられる論点（手続の流れに沿って）

デジタル化により目指したい姿について、今後検討すべきと考えられる論点を手続の流れに沿ってご紹介します。

※以下は、あくまで一つのイメージです。

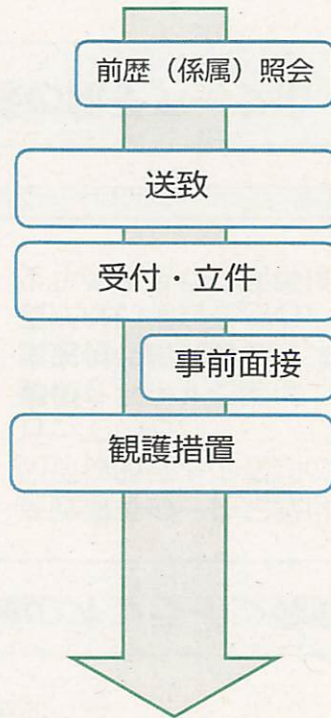


●：目指したい姿

○：検討すべき論点

捜査

送致
調査の
着手



●警察等からの**前歴照会**に**効率的**に対応する。

○現状より**効率的な方法**はないか？



●検察、警察等は、**送致書等**の**電子データ**を裁判所に**送信**する。

●裁判所は、受信した電子データを基に、事件の**受付・立件**を行う。

○送致書記載の氏名、住所、非行事実等の情報（電子データ）は、どのように活用することが考えられるか？

○送致書等の点検は、どのように変わるか？



●**観護措置**では、裁判所（裁判官・書記官）は、**電子化された記録（＝電子記録）**を**端末上で閲覧**しながら、手続に臨む。

●裁判官・書記官・調査官は、**同時に電子記録にアクセス**して事務を行うことが可能。

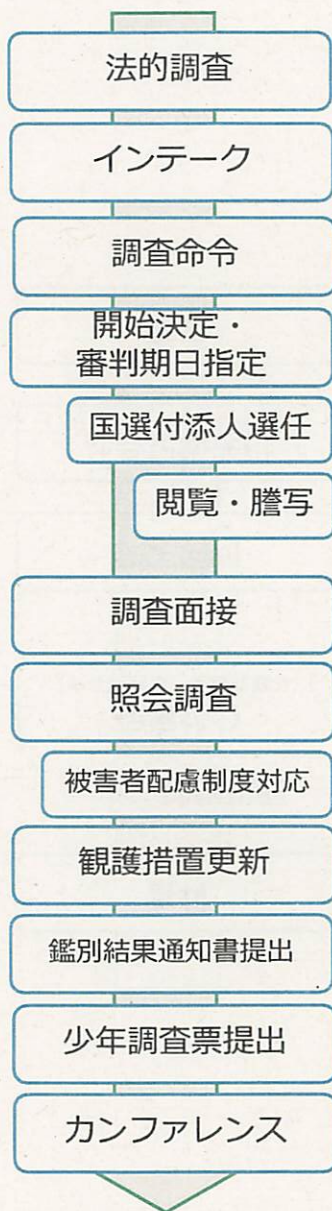
○電子記録を閲覧しながら観護措置手続を行うことで生じる支障はあるか？

○電子記録にアクセスできる職員の範囲をどのように考えるか？

○カンファレンス等の際、電子記録をどのように閲覧するか？



送致く調査の着手



調査く審判前事務

●：目指したい姿

○：検討すべき論点

- 電子記録の閲覧・謄写は、オンライン上で行う場面も想定される。
- 不許可とされた範囲には、マスキング処理を行い、マスキング後の電子記録のみを対象とする。

○法律記録及び社会記録の閲覧等の在り方は？
○電子記録へのマスキングをどのように行うか？記録電子化のメリットを活かした合理的な方法があるか？



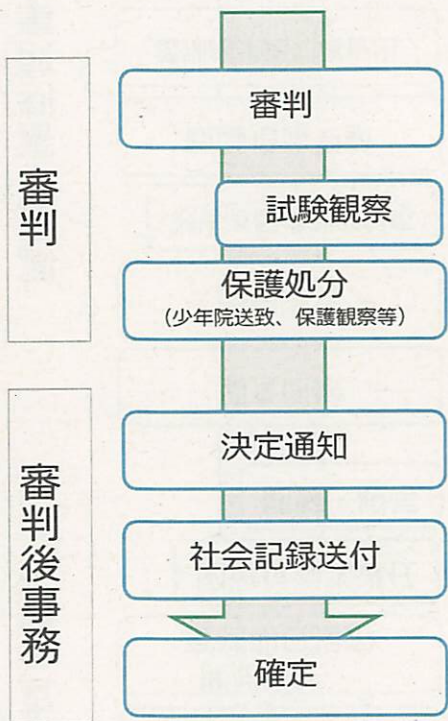
- 関係機関とやり取りする書類をオンラインで発受する。
- 紙で提出された書面も電子データ化（PDF化等）を検討する。
- 電子記録を閲覧しながら、調査面接を行う。
- 調査目的や対象者の特性等を考慮の上、ウェブ調査の導入を検討する。

○書面を全てオンラインで発受することが相当か？
○紙で提出された書類を電子データ化（PDF化等）した後、紙の書類をどのような取扱いにするか？
○そもそもその書面の取得が真に必要なかを改めて見直すことで、電子データ化（PDF化等）作業が不要となる場面はないか？
○電子記録を閲覧しながら調査を行うことで生じる支障はあるか？
○調査においてウェブ会議を利用することが相当な場面は？



●：目指したい姿

○：検討すべき論点



● **審判廷**では、裁判所（裁判官・書記官・調査官）や付添人は、**電子記録**を端末上で閲覧しながら、手続に臨む。

- 電子記録を閲覧しながら審判を行うことで生じる支障はあるか？
- 審判中に少年に記録を示す必要がある場合、電子記録をどのように示すか？



● **関係機関**に**オンライン**で通知する。
● 執行機関等への**社会記録の送付**についても、**電子記録**により行うことを検討する。

- 社会記録をセキュリティを保ちつつ執行機関等と共有するためにはどのような方法が相当か？



検討が必要な論点はこれで網羅されているものではありませんが、イメージを共有できれば幸いです。



5 おわりに

少年審判手続のデジタル化を裁判所として考えていく第一歩として、法制面の動向や最高裁における検討状況等について、流動的な点を含め、可能な限りご紹介させていただきました。

デジタル化後の姿について、大まかなイメージをお持ちいただくことはできたでしょうか？

今後も状況に進展があれば、随時ご紹介させていただきたいと考えております。また、法制面の見通しがもう少し具体的になったり、システム面の検討が進むなど、機が熟しましたら、何らかの形で意見交換をさせていただくことを考えています。

引き続きよろしくお願い申し上げます。

